



JAPSW 発第 18-186 号
2018 年 9 月 7 日

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 柏木 一 恵



生活保護制度における夏季加算新設及び冷房器具購入費等の支給に関する
通知の周知・改善に関する要望書

平素より本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

猛暑が続く今夏、熱中症による救急搬送が増加し、札幌市では生活保護利用者が死亡する事態が発生しております。このことは、今年だけの問題にとどまらず、これまでの気象データから鑑みても、今後も引き続き起きうることと推測されます。

しかし、生活保護利用者は、2013年に生活扶助が最大6.5%引き下げられ、本年10月からはさらに5%切り下げられることによって、生活扶助からの光熱費支出を控える傾向が強まっており、熱中症による命の危機に晒される事態となっております。生活保護を利用し地域生活を送る精神障害者、高齢者等が多数存在する実態も踏まえると、このような危機的事態を見過ごすわけにはいきません。

そこで、本協会としまして下記の3項目に関して可及的速やかな対応を強く要望いたします。

記

1. 電気料金が支払えず、エアコン利用を控えざるを得ないという事態が散見されています。生活保護制度において冬季加算と同様に夏季加算を新設してください。
2. 本年6月27日に発表された「エアコン等の冷房機器購入費と設置費用の支給を認める通知」の周知及び積極的な運用をお願いいたします。
3. エアコンが未設置な状況の古い家屋や公営住宅なども少なからず確認されています。同通知を2018年3月以前に保護開始された生活保護利用者にも適用範囲を広げてください。

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局
〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3
四谷オーキッドビル7F
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993
E-mail: office@japsw.or.jp